

奨学生制度

本学では、本学進学希望者への進学サポートのため、奨学生制度を設けています。申請書は本学ホームページよりダウンロードできます。

【出願時に申請書が必要な奨学生制度】

| 奨学生制度名 | 資格対象者 | 学費等減免内容 | 備考 |
|--------------|---|--|--|
| 長崎県奨学生 | 長崎県内に所在する高等学校を2027年3月に卒業見込みの者 | 入学金を半額免除 (該当者全員適用) | 離島地区とは、離島4法（離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法）で定める地域。 |
| 沖縄県奨学生 | 沖縄県内に所在する高等学校を2027年3月に卒業見込みの者 | | |
| 出雲市奨学生 | 島根県出雲市内に所在する高等学校を2027年3月に卒業見込みの者 | | |
| 島っ子奨学生 | 離島地区に所在する高等学校を2027年3月に卒業見込みの者 | | |
| ミッションスクール奨学生 | キリスト教学校教育同盟（プロテスタント系）加盟高等学校を2027年3月に卒業見込みの者 | | |
| 牧師推薦奨学生 | 「日本基督教団」に所属する牧師推薦者 2027年3月高等学校卒業見込みの者または卒業生 | | |
| ファミリー奨学生 | 同時期に2親等以内の家族が本学に在籍する者 | 授業料を年間10万円減免 | ただし、休学・留年等で通常4年間の大学在籍期間を越えた期間には適用されません。 ※先に入学した学生の最短在籍期間中のみ対象。 |
| 熊本県奨学生 | 熊本地震による災害救助法適用地域に本人または父母のいずれか（または家計支持者）が居住しており、下記のいずれかに該当する方。 ①災害により父母のいずれか（または家計支持者）が亡くなった場合 ②災害により父母のいずれか（または家計支持者）の居住する家屋が全壊または半壊等により引き続き同家屋に居住することが困難と認められる場合 ③その他、災害により学費支弁が著しく困難と認められる場合 | 〈検定料〉…罹災証明書を添付し出願することで全額免除 〈入学金〉…検定料が免除になった者に対し、全額・半額免除のいずれかとする。 〈授業料〉…検定料が免除になった者に対し、全額・半額免除のいずれかとする。 | 教育充実費、預り金（委託徴収金）については対象外。 2年次以降は半額免除。 ※GPA2.5以上の成績を収めることが条件。 |

【入学後に申請可能な奨学生制度】

| 奨学生制度名 | 資格対象者 | 学費等減免内容 | 備考 |
|------------|---------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 遠距離通学補助金制度 | 3ヵ月通学定期券を購入し、その額が9万円を超える者 | 3ヵ月通学定期券の額が9万円を超える場合、3万円を上限とし、超えた分を補助 | 1,000円未満は切り捨て。自治体等の補助金制度との併用はできません。 |